

・市場連動単価 フレックスプラン 改定内容

変更前	変更後
第2条定義 (25) 法令等 法律、政令、規則（電力広域的運営推進機関、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JPEX」といいます。）及び金融商品取引所の定める定款、規程、送配電等業務指針及び規則を含みます。）、命令、告示、条例、通達、要綱、行政指導及びガイドライン、裁判所の確定判決、決定及び命令、並びに仲裁判断、並びにその他の司法機関、行政機関又は公的機関の定める一切の規定、判断及びその他の措置をいいます。	第2条 定義 (25) 法令等 法律、政令、規則（電力広域的運営推進機関、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）及び金融商品取引所の定める定款、規程、送配電等業務指針及び規則を含みます。）、命令、告示、条例、通達、要綱、行政指導及びガイドライン、裁判所の確定判決、決定及び命令、並びに仲裁判断、並びにその他の司法機関、行政機関又は公的機関の定める一切の規定、判断及びその他の措置をいいます。
第6条 お客様の託送供給等約款についての承諾 お客様は、本電気需給契約の締結により、第7章に定めるものの他、次の各号に定める事項について確認し、承諾したものとみなします。 ① 一般送配電事業者の託送供給等約款に定められている需要家に関する事項を遵守すること。 ② 当社が、本電気需給契約及び託送供給契約に必要なお客様の情報を一般送配電事業者から提供を受けること。	第6条 電気需給契約の成立 お客様は、本電気需給契約の締結により、第7章に定めるものの他、次の各号に定める事項について確認し、承諾したものとみなします。 1.当社指定の申込書式を用い申し込みすること。 2.契約年月日および供給地点特定番号は本電気需給契約記載の通りとなること。 3.当社から本電気需給契約又は託送供給契約に必要な情報の提供を求められた場合には、これに応じること。 4.一般送配電事業者の託送供給等約款に定められている需要家に関する事項を遵守すること。 5.当社が、本電気需給契約及び託送供給契約に必要なお客様の情報を一般送配電事業者から提供を受けること。 6.従前の小売電気事業者との契約を解除することにより、特典やポイント付与等のサービスの効力が失われる可能性があること
第8条 需給開始日及び契約期間 2.天候、一般送配電事業者による拒絶、停電交渉等その他のやむをえない理由又は不可抗力事由 （第47条に定義されます。以下同じです。）によって、当社は、需給開始日に電気を供給できないことがあります。この場合には、当社及びお客様は、協議により、需給開始日を変更し、又は本電気需給契約を終了させることができます。 3.本電気需給契約の契約期間は、本電気需給契約記載の契約締結日より、本約款又は本電気需給契約のいずれかの定めにより本電気需給契約が終了する日までとします。但し、本電気需給契約記載条件に変更がある場合は、同契約記載の契約終了日の3カ月前までに当社から新しい条件をご提案します。変更がない場合は同一条件で延長されるものとし、その後も同様とします。	第8条 需給開始日及び契約期間 2.天候、一般送配電事業者による拒絶、当社との電気需給契約締結前に電気を供給していた事業者による事由、停電交渉等その他のやむをえない理由又は不可抗力事由（第49条に定義されます。以下同じです。）によって、 当社は、需給開始日に電気を供給できないことがあります。 この場合には、当社及びお客様は、協議により、需給開始日を変更し、又は本電気需給契約を終了させることができます。 3.本電気需給契約の有効期間は、締結日より、本約款又は本電気需給契約のいずれかの定めにより本電気需給契約が終了する日までとします。なお、前項の場合を除き、当社及びお客様は、解約希望日の1カ月以上前までの相手方への通知により、本電気需給契約を解約することができるものとします。また、当社は表1に定める電力量料金の全部又は一部に変更がある場合、変更日の2カ月前までにお客様に通知するものとします。当該変更に伴うお客様の解約の意思表示なき場合、変更後の電力量料金が適用されたうえで本電気需給契約は継続するものとします。

変更前	変更後
新設 ※以降の条番号を繰り下げる	第 11 条 予備電力 1.契約電力 予備電力の契約電力は、原則として常時供給電力の契約電力の値とします。但し、お客様に特別の事情がある場合、予備電力によって使用される負荷設備及び受電設備の内容又は予想される最大需要電力を基準として、お客様と当社との協議によって定めるものとします。 2.料金 契約電力及び基本料金単価は本電気需給契約に定めるものとします。 ① 基本料金 基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、予備電力の契約電力とその基本料金単価から、電力の使用の有無に関わらず次の算式により算定される金額とします。 基本料金 = 契約電力 × 基本料金単価 ② 電力量料金 電力量料金については、第10条第2項第3号の規定（表 1 記載の電力量料金）を適用するものとします。 なお、常時供給電力の供給電圧が特別高圧のお客様において、予備電力の供給電圧が常時供給電力の供給電圧と異なる場合には、予備電力の契約電力及び使用電力量は、電気料金の算定 上、常時供給電力の電圧と同位の電圧にするために 3 パーセントの損失率で修正したものとします。
新設 ※以降の条番号を繰り下げる	第 12 条 自家発補給電力 1.契約電力 ① 自家発補給電力の契約電力は、お客様の発電設備容量を基準としてお客様と当社との協議によって定めるものとします。 ② お客様の自家発補給電力の最大需要電力が自家発補給電力の契約電力を上回った場合は、当社は自家発補給電力の契約電力を自家発補給電力の最大需要電力に変更することができるものとします。 2.料金 契約電力、基本料金単価、未使用時倍率、電力量料金単価は本電気需給契約に定めるものとします。 ① 基本料金 基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、自家発補給電力の契約電力とその基本料金単価及び未使用時倍率から次の算式により算定される金額とします。但し、基本料金は、②によって力率割引又は割増しをする場合は、力率割引又は割増しをしたものとします。 基本料金 = 自家発補給電力の契約電力 × 基本料金単価 但し、当該「1 月」に全く自家発補給電力を使用しない場合、次の算式により算定される金額とします。

変更前	変更後
	基本料金 = 自家発補給電力の契約電力×基本料金単価×未使用時倍率 ② 力率割引及び割増し 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増します。なお、電気を全く使用しない場合、その「1 月」の力率は 85 パーセントとみなします。 なお、当該「1 月」に前月から継続して自家発補給電力の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の自家発補給電力の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における自家発補給電力の供給は、前月における自家発補給電力の供給とみなします。 ③ 電力量料金 電力量料金については、第10条第2項第3号の規定を、常時供給電力を自家発補給電力に読み替えたうえで適用するものとします。 3.定期検査・定期補修の取扱い
	お客様が実施する発電設備の定期検査・定期補修の時期は、毎年度当初にお客様と当社による協議であらかじめ定めておき、実施時期の 1 か月前に再協議してその時期を確認し、お客様は実施時期を事前に当社に書面にて通知するものとします。 なお、当社又は当該電力会社の需給状況が著しく悪化した場合には、当社はその実施時期についてお客様と協議することができるものとします。 4.自家発補給電力の使用 ① 使用の通知 お客様が自家発補給電力を使用する場合は、使用開始日時と使用終了日時をあらかじめ当社に通知するものとします。但し、事故、その他やむを得ない場合には、使用開始後、速やかに当社に書面にて通知するものとします。 ② 使用の確認 常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、協議制のお客様の最大需要電力が常時供給電力の契約電力以下の場合は、①にかかわらず自家発補給電力を使用しないものとします。 5.自家発補給電力の最大需要電力

変更前	変更後
	常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の最大需要電力は次の①又は②による場合を除き、原則として自家発補給電力の契約電力をその「1月」の最大需要電力とみなします。また、常時供給電力の最大需要電力は、その「1月」の自家発補給電力の使用期間中における最大需要電力の値から自家発補給電力の最大需要電力を差し引いた値とその「1月」の自家発補給電力の使用時間外における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値とします。 ① 協議制のお客様について、自家発補給電力を使用した際の総需要の最大需要電力が常時供給電力と自家発補給電力の契約電力の合計を上回った場合、自家発補給電力の最大需要電力は次の(a)から(c)までによるものとします。 (a)超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかな場合 自家発補給電力の最大需要電力 = 総需要の最大需要電力－常時供給電力の契約電力 (b)超過の原因が常時供給電力の超過であることが明らかな場合自家発補給電力の最大需要電力 = 自家発補給電力の契約電力 (c)超過の原因が明らかでない場合
	自家発補給電力の最大需要電力 = 総需要の最大需要電力×自家発補給電力の契約電力 ÷ (常時供給電力の契約電力+ 自家発補給電力の契約電力) ② 実量制のお客様について、自家発補給電力の需要電力の最大値が自家発補給電力の契約電力を超えたことが明らかなときは、自家発補給電力の需要電力の最大値をその「1月」の自家発補給電力の最大需要電力とみなします。 6.自家発補給電力の使用電力量 常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の使用電力量は次の①又は②により算定するものとします。 ① 自家発補給電力の使用電力量 = 自家発補給電力使用期間中の使用電力量 — (基準電力×自家発補給電力の使用時間)

変更前	変更後
	自家発補給電力を適用する使用電力量は、自家発補給電力使用期間中の計量時間（30 分）毎に、基準電力に該当計量時間を乗じて得た値を使用電力量から差し引いた値を合計したものとします。なお、基準電力は、原則としてあらかじめお客様と当社との協議で定めた次の(a)から(c)までによるものとします。但し、当該基準電力の算定が不適当と認められる場合は、別途お客様と当社による協議で定めるものとします。また、供給区域の一般送配電事業者が関西電力送配電株式会社である場合は、次の(a)から(c)までによらず、基準電力を常時供給電力の契約電力を 2 で除した値（30 分あたりの換算値）とします。 (a)自家発補給電力使用の前月又は前年同月における常時供給電力の平均電力 (b)自家発補給電力使用の前 3 か月間における常時供給電力の平均電力 (c)自家発補給電力使用の前 3 日間における常時供給電力の平均電力 ② 上記①において算定された自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じて得た値を超えないものとします。なお、超過分は常時供給電力により使用されたものとします。 7.その他
	① お客様は、必要に応じて電気の需給に関する記録及び発電設備の運転に関する記録を当社に提出するものとします。 ② 大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、自家発補給電力の使用の対象としません。
第 11 条 契約超過金 1.常時供給電力について、協議制のお客様が契約電力を超えて電気を使用した場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、お客様は、常時供給電力について、契約超過電力に基本料金単価を乗じて得た金額をその 1 月の力率により割引又は割増したものの 1.5 倍に相当する金額を、契約超過金として当社に支払うものとします。この場合、契約超過電力とは、その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とします。 2.お客様は、契約超過金について、契約電力を超えて電気を使用した月の料金の支払期日までに、原則として、その料金とあわせて支払うものとします。	第 13 条 契約超過金 1.常時供給電力又は自家発補給電力について、協議制のお客様が契約電力を超えて電気を使用した場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、お客様は、常時供給電力又は自家発補給電力のそれぞれについて、契約超過電力に基本料金単価を乗じて得た金額をその 1 月の力率により割引又は割増したものの 1.5 倍に相当する金額を、契約超過金として当社に支払うものとします。この場合、契約超過電力とは、その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とします。 2.予備電力について、お客様が契約電力を超えて電気を使用した場合には、当社の責めとなる理由による場合及び予備電力の契約電力が常時供給電力と同じ値の場合を除き、お客様は、契約超過電力に基本料金単価を乗じて得た金額の 1.5 倍に相当する金額を、契約超過金として当社に支払うものとします。この場合、契約超過電力とは、その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とします。 3.お客様は、契約超過金について、契約電力を超えて電気を使用した月の料金の支払期日までに、原則として、その料金とあわせて支払うものとします。
第 18 条 料金の算定 2.料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を 1 月として算定します。 ① 電気の供給を開始し、又は本電気需給契約が終了した場合 ② 契約電力を変更したことにより料金に変更があった場合 ③ 第 14 条に定める料金改定により料金に変更された場合	第 20 条 料金の算定 2.料金は、次の日割計算が適用される場合を除き、期間を1カ月間として計算します。 ① 電気の供給が開始または終了されるとき ② 契約電力の変更に伴い料金の変更があるとき ③ 第 15 条の料金改定が適用されるとき

変更前	変更後
第 20 条 料金の支払義務及び支払期日 1.お客様の各月の料金の支払義務は、(a)当該月の計量日又は(b)本電気需給契約が終了した場合には終了日に発生するものとします。 2.お客様は、料金を支払期日までに支払うものとします。料金の支払期日は、支払義務が発生した日の属する月の末日（但し、当該日が銀行の非営業日に該当する場合には、翌銀行営業日）とします。	第 22 条 料金の支払義務及び支払期日 1.お客様の各月の料金の支払義務は、(a)当該月の計量日又は(b)本電気需給契約が終了した場合には終了日に発生するものとします。 2.お客様は、料金を支払期日までに支払うものとします。料金の支払期日は、支払義務が発生した日以後に当社からお客様に交付する請求書記載の期日、又はクレジットカードの決済日とします。
第 21 条 料金その他の支払方法 1.当社は、各月の料金を、当該月の計量日後に算定の上、お客様に対して速やかに請求します。 2.当社によるお客様への請求は、(a)当社からお客様に対して請求書を送付する方法又は(b)電子メールの送信による方法により、当社によるお客様への請求を行うものとします。 3.お客様は、料金については毎月、その他についてはその都度、口座振替、当社の指定する方法によるクレジットカード決済により支払うものとします。 4.お客様は、料金を支払義務の発生した順序で支払うものとします。 5.当社は、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した書式により、料金及びその他の債務の支払いを請求できるものとします。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに、当社に対する支払いがなされたものとします。	第 23 条 料金その他の支払方法 1.当社は、各月の料金を、当該月の計量日後に算定の上、お客様に対して速やかに請求します。 2.前項の請求は、(a)本電気需給契約に関するお客様マイページ内に提示する方法、又は(b)電子メールの送信による方法のいずれかにより、行うものとします。 3.お客様は、料金については毎月、その他についてはその都度、当社が指定する口座振替、クレジットカード決済又は金融機関への振込の方法により支払うものとします。 （新設）4. 本条第1項乃至第2項に定める請求に訂正が生じた場合、当社またはお客様は直ちに相手方に通知し、協議のうえ精算を行うものとします。 5.お客様は、料金を支払義務の発生した順序で支払うものとします。 6.金融機関口座振込による場合は、振込手数料はお客様負担といたします。 6.7.当社は、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した書式により、料金及びその他の債務の支払いを請求できるものとします。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに、当社に対する支払いがなされたものとします。
《第 22 条 遅延損害金及び保証金》 2.保証金 ① 当社は、供給の開始又は再開に先だって、予想月額料金の 3 月分に相当する金額を超えない範囲で、お客様から保証金の預託を 求めることができるものとします。また、お客様の支払履歴や財務状況に変化が認められた場合には、供給継続の条件として、 新たに又は追加の保証金の預託を求めることができるものとします。	《第 24 条 遅延損害金及び保証金》 2.保証金 ① 当社は、供給の開始又は再開に先だって、予想月額料金の 3 月分に相当する金額を超えない範囲で、お客様から保証金の預託を求めることができるものとします。また、お客様の支払履歴や財務状況に変化が認められた場合には、供給継続の条件として、新たに又は追加の保証金の預託、或いは当社の認める人的又は物的担保の提供を求めることができるものとします。

変更前	変更後
第 38 条 本電気需給契約の終了又は変更に伴う料金及び工事費の精算 次の場合には、お客様は、当社との間で、本電気需給契約の終了又は変更の日に、次のとおり料金及び工事費等を精算するものとします。但し、当社が違反当事者となって第 35 条に基づき本電気需給契約が解除される場合及び非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。なお、実量制のお客様における、本条の契約電力の増加とは、設備の変更に伴う契約電力の増加とします。 ① 契約電力を新たに設定し又は増加した後 1 年に満たないで終了する場合は、それまでの期間の料金について、遡って、新たに設定し又は増加した契約電力分につき、臨時電力料金単価（該当料金の 20 パーセントを割増ししたものとします。）を適用し、これにより算定される料金と既に支払われた料金との差額をお客様は当社に支払うものとします。また、この場合において、託送供給等約款に基づき当社が一般送配電事業者から料金又は工事費の追加の支払を求められるときには、お客様はその追加支払額を負担するものとします。なお、増加後に終了する場合には、それぞれの使用電力量は、契約電力の増加分と残余分の比で按分したものとします。 ② 契約電力を新たに設定し又は増加した後 1 年に満たないで減少する場合は、それまでの期間の料金について、遡って、減少する契約電力（増加後に減少する場合で、減少する契約電力分が増加した契約電力分を上回るときは、増加した契約電力分とします。）につき、臨時電力料金単価（該当料金の 20 パーセントを割増ししたものとします。）を適用し、これにより算定される料金と既に支払われた料金との差額をお客様は当社に支払うものとします。また、この場合において、託送供給等約款に基づき当社が一般送配電事業者から料金又は工事費の追加の支払を求められるときには、お客様はその追加支払額を負担するものとします。 なお、この場合には、それぞれの使用電力量は、契約電力の減少分と残余分の比で按分したものとします。	第 40 条 一般送配電事業者との接続契約の終了又は変更に伴う料金の精算 1. 次のいずれかに該当する場合、当社は、一般送配電事業者との接続電気需給契約の終了、又は変更に際し、料金の精算を請求するものとします。但し、当社が違反当事者となる第 37 条による本電気需給契約解除の場合、及び非常変災等やむをえない事由の場合を除きます。 なお、実量制のお客様における、本条の契約電力の増加とは、設備の変更に伴う契約電力の増加とします。 ① 契約電力を新たに設定、又は増加後 1 年に満たないで終了する場合は、それまでの期間の料金について、遡って、新たに設定し又は増加した契約電力分につき、臨時電力料金単価（該当料金の 20 パーセントを割増したものとします。）を適用し、これにより算定される料金と既に支払われた料金との差額を請求するものとします。 ② 契約電力を新たに設定、又は増加後 1 年に満たないで減少する場合は、それまでの期間の料金について、遡って、減少する契約電力（増加後に減少する場合で、減少する契約電力分が増加した契約電力分を上回るときは、増加した契約電力分とします。）につき、臨時電力料金単価（該当料金の 20 パーセントを割増ししたものとします。）を適用し、これにより算定される料金と既に支払われた料金との差額を請求するものとします。 第 40 条の2 一般送配電事業者との接続電気需給契約の終了又は変更に伴う工事費の精算 第39条に該当する場合であって、当社が一般送配電事業者から工事費等追加の請求を受けた場合、当社は当該工事費等追加の請求分をお客様に請求するものとします。 なお、増加後に終了する場合には、それぞれの使用電力量は、契約電力の増加分と残余分の比で按分したものとします。
第 49 条 準拠法及び管轄裁判所 1. 本約款及び本電気需給契約は、日本法に準拠して解釈されるものとします。 2. 本約款又は本電気需給契約から生じ、又は関連するいかなる裁判上の紛争についても、東京地方裁判所を、第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。	第 51 条 準拠法及び管轄裁判所 1. 本約款及び本電気需給契約は、日本法に準拠して解釈されるものとします。 2. 本約款又は本電気需給契約から生じ、又は関連するいかなる裁判上の紛争についても、訴額に応じ東京簡易裁判所または東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

変更前	変更後
表 1（電力量料金） 電力量料金は、以下に定める①託送従量料金と②JEPX調達料金の合計とします。 ①託送従量料金 託送従量料金は、〔使用電力量 × 託送従量単価(※1)〕の算式により算定される金額とします。 ※1：「託送従量単価」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める託送料金のうち、電力量料金の単価(消費税等相当額を含む単価とします。)を指すものとします。 ②JEPX調達料金 JEPX調達料金は、以下の(イ)及び(ロ)それぞれの算式により算定される金額の総額とします。なお、各(イ)及び(ロ)の金額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下第 3 位で切り捨てるものとします。 (イ) 30 分コマ(※2)ごとの使用電力量 × 各 30 分コマに対応するエリアプライス(※3) ÷ (1－損失率(※4)) (ロ) 使用電力量 × 本電気需給契約に記載する電力量料金単価のうち手数料相当額(JEPXが定める約定量1kWh あたりのスポット取引売買手数料含む) ÷ (1－損失率(※4)) ※2：「30 分コマ」とは、1 日を毎時 0 分から 30 分までと毎時 30 分から 0 分までの 48 個に区切った 30 分単位を指すものとします。 ※3：「エリアプライス」とは、JEPX のスポット市場取引における、各一般送配電事業者の供給区域の 30 分コマごとのエリアプライスを指すものとします。 ※4：「損失率」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める損失率を指すものとします	表 1（電力量料金） 電力量料金は、以下に定める①託送従量料金と②JEPX調達料金の合計とします。 ①託送従量料金 託送従量料金は、〔使用電力量 × 託送従量単価(※1)〕の算式により算定される金額とします。 ※1：「託送従量単価」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める託送料金のうち、電力量料金の単価(消費税等相当額を含む単価とします。)を指すものとします。 ②JEPX調達料金 JEPX調達料金は、以下の(イ)及び(ロ)それぞれの算式により算定される金額の総額とします。なお、各(イ)及び(ロ)の金額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下第 3 位で切り捨てるものとします。 (イ) 30 分コマ(※2)ごとの使用電力量 × 各 30 分コマに対応するエリアプライス(※3) ÷ (1－損失率(※4)) (ロ) 使用電力量 × 本電気需給契約に記載する電力量料金単価のうち手数料相当額※5(JEPXが定める約定量1kWh あたりのスポット取引売買手数料含む) ÷ (1－損失率(※4)) ※2：「30 分コマ」とは、1 日を毎時 0 分から 30 分までと毎時 30 分から 0 分までの 48 個に区切った 30 分単位を指すものとします。 ※3：「エリアプライス」とは、JEPX のスポット市場取引における、各一般送配電事業者の供給区域の 30 分コマごとのエリアプライスを指すものとします。 ※4：「損失率」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める損失率を指すものとします。 ※5：「手数料相当額」についてはkWhあたりの単価とし、当社が定めるものとします。